

熊本市教育大綱

熊本市

平成28年3月

はじめに

熊本市は、めざすまちの姿として、市民が住み続けたい、そして、だれもが住んでみたいくなる、訪れたくなる「上質な生活都市」を掲げています。まちづくりの原点は「地域」、そして、そこに住む「市民」です。めざすまちの姿を実現していくためには、まちづくりの主役である「人」づくりが基本となります。

特に、未来の熊本市を担う子どもたちの健やかな成長を地域社会全体で支えていくことは、私たちの重要な使命です。しかしながら、近年、子どもたちを取り巻く環境は、物質的な豊かさや便利さに恵まれながらも、核家族化・地域のつながりの希薄化等に伴う子育ての孤立化や、インターネットや携帯電話を使いたいじめや犯罪の多様化等の課題が見られるなど、複雑・深刻化しています。

このような状況に適切に対応し、子どもたちがいきいきと学び、将来の夢に向かって、まっすぐに進んでいけるような環境を整えるためには、学校、行政、家庭、地域が一体となって見守り支援することが必要です。

また、子どもたちはもとより、全ての市民が生涯を通じて生きがいを持ちながら豊かな人生を送れるよう、スポーツや文化活動に気軽に親しむ機会や新たな知識や技術などを身に付けることができる多様な学習機会を充実させ、市民がこれらの機会を活かして地域社会に貢献できる仕組みづくりも重要です。

このようなことから、本市では、平成27年6月、市長と教育委員会との連携を強化し、様々な教育分野に関する課題を協議するため、新たに総合教育会議を設置するとともに、本市の教育の現状や課題をより的確に把握するため、市民約1万2千人にに対するアンケート調査や生徒、教員やPTAなど関係者との意見交換を行いました。

これらの意見を踏まえ、総合教育会議において協議・調整を重ね、今後の教育施策の基本的な方針を示す「熊本市教育大綱」を策定いたしました。

今後は、この教育大綱に基づき、人づくりにさらに積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この大綱の策定にあたり、ご協議いただいた教育委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

平成28年3月

熊本市長 大西一史



熊本市教育大綱 目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1 策定の趣旨 | 1 |
| 2 大綱の位置付け | 1 |
| 3 計画期間 | 1 |
| 4 基本理念 | 2 |
| 5 施策の基本方針 | 3 |
| (1)徳・知・体の調和のとれた教育の推進 | |
| (2)子ども一人ひとりを大切にする教育の推進 | |
| (3)安全で良好な教育環境の整備 | |
| (4)学校教育と福祉の連携の推進 | |
| (5)生涯を通して学び、その成果を地域に活かすことができる環境の整備 | |
| (6)豊かな市民生活を楽しむための文化の振興 | |
| (7)生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興 | |
| 6 重点的取組 | 11 |
| (1)いのちを大切にする心の教育の充実といじめや不登校への細やかな対応 | |
| (2)確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進 | |
| (3)教員が子どもと向き合うための体制の整備 | |
| (4)学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進 | |
| 7 教育大綱の推進に向けて | 15 |

1 策定の趣旨

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、教育委員会制度等の見直しが行われました。

この改正は、教育の政治的中立性、継続性や安定性を確保しながらも、教育行政における責任の所在を明確化させるとともに、迅速な危機管理体制の構築や地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化を図ることを目的としています。

この改正により、新たに地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議を設置すること及び各地方公共団体の長が教育大綱を策定することなどが定められました。

本市においても、この法改正に基づき、平成27年6月に熊本市総合教育会議を設置し、教育大綱の策定について市長と教育委員会で協議や意見交換を行うとともに、児童生徒、教職員、保護者、学校評議員等に対するアンケート調査の実施やワークショップ・懇談会等を行い、本市の教育が抱える課題等について、多くの関係者から意見を拝聴しました。

これらの意見を踏まえ、本市の教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な目標や施策の根本となる指針として、「熊本市教育大綱」を定めます。

2 大綱の位置付け

本教育大綱は、本市市政運営の基本方針である「熊本市総合計画」に基づき、教育、文化及びスポーツに関する分野についての基本方針とアンケート調査や懇談会での意見を反映させた重点的取組について定めます。

また、熊本市教育振興基本計画は、本教育大綱との整合を図ります。

3 計画期間

本教育大綱は、総合計画との整合を図ることから、平成28年度から総合計画の中間見直し年度である平成31年度までの4年間を計画期間とします。

4 基本理念

「まちづくり」は、「人づくり」です。

本市は、豊かな自然に恵まれた環境と都市の利便性が調和した大変暮らしやすい都市であり、私たちは、このまちの様々な魅力を先人たちから引き継いできました。中でも、教育については、肥後熊本藩時代には、文武両道を掲げた藩校「時習館」や医学校「再春館」が設立され、明治時代には、熊本洋学校、第五高等学校、熊本医学校などが相次いで開校し、横井小楠、井上毅、徳富蘇峰、北里柴三郎を輩出するなど、わが国の発展に大きく寄与してきた歴史があります。

また、第五高等学校では、講道館を設立した嘉納治五郎や明治の文豪小泉八雲、夏目漱石といった偉大な教育者を招聘し、積極的に「人づくり」に取り組んできました。

これらの歴史に鑑み、本市が「教育先進都市」として発展できるよう、次代を担う人材の育成にかかる施策を力強く推進していかなければなりません。

一方、本市の教育を取り巻く環境は、少子化、核家族化、都市化や、地域のつながりの希薄化などにより大きく変化しており、教育の現場も様々な課題を抱えるようになっています。

そこで、本市は、このような社会環境の変化に適切に対応し、子どもたち一人ひとりが、その将来に夢や希望を抱き、十分にその能力を発揮できる環境を整え、未来へと羽ばたくことができるよう、豊かな人間性と確かな学力、健やかな体を備えた、次代を担う人づくりに全力で取り組みます。

このために、家庭や学校はもちろんのこと、地域や行政のほか「人づくり」に携わるあらゆる関係機関が連携し、人と人との絆を大切にしながら、それぞれの課題の解決に向け社会全体で取り組む体制づくりを進めます。

加えて、子どもたちはもとより、すべての市民が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通した学習をはじめ、伝統ある文化芸術やスポーツの振興を推進するとともに、これを生かして地域社会に貢献できる仕組みづくりに取り組みます。

さらに、このような、「人づくり」、「地域づくり」を推進していく上で、教育が果たすべき使命が大変大きいものであることをしっかりと自覚するとともに、本市の教育施策等が時代に合ったものとなっているか、常に検証・改善を行います。

5 施策の基本方針

現在の教育を取り巻く様々な問題を解決していくためには、市長と教育委員会の連携をはじめ、学校、家庭や地域社会が信頼し合いながら、協力していくことが重要です。

その信頼や協力関係を築いていくためには、市民の声に積極的に耳を傾け、課題を把握し、その課題解決に向けて、市民の意見を施策に反映させるよう努めるとともに、それらの過程について、丁寧に説明することが大切です。

また、課題解決のために、県や他の市町村とも積極的に連携交流を図り、効率的で効果的な施策の実現を図ります。

さらには、教育委員会を含めた職員の資質向上のため、法令遵守はもとより、職員倫理意識の向上や不祥事の防止等に取り組んでまいります。

これらを踏まえ、この「施策の基本方針」においては、今後、本市が取り組んでいくべき方向性を定めた「熊本市総合計画」に基づき、教育、文化及びスポーツに関する分野について、以下の7つの方針を定めます。

(1) 徳・知・体の調和のとれた教育の推進

○現状と課題

核家族化やひとり親家庭の増加、雇用形態の多様化、子どもの貧困率の上昇、情報化社会の進展など子どもたちを取り巻く生活環境や社会環境の変化による子どもたちの自立心の欠如や規範意識の低下、学ぶ意欲の低下のほか、生活習慣の乱れなどが指摘されています。しかしながら、子どもの体力は長期的低下傾向に歯止めがかかるなど、体力向上の取組に一定の成果がみられています。

そのような中、本市では、全国学力・学習状況調査の学習環境等に関する設問で「学校のきまりを守っている」「将来の夢や目標がある」などの質問項目に「当てはまる」と回答した子どもの割合は、全国の割合を上回っています。また、同調査の学力を問う問題では、本市平均正答率を全国と比較すると、小学校では一部の教科で下回っているものの、中学校では全教科で上回っている状況です。一方、体力・運動能力調査の体力合計点では、小学校では全国の数値を上回っているものの、中学校では下回っている状況です。

○取組方針

人として大切である豊かな心が育まれてこそ、知識や健やかな体が生かされると考え、本市の特色として、徳・知・体の調和のとれた人づくりを目指し、以下の取組を推進します。

○事業概要

① 豊かな心を育む教育の推進

道徳性や正義感、思いやりや自立心など、次代を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、自然体験や勤労体験などの体験的学習を充実するとともに、個性や能力を伸ばして自分らしい生き方を実現し、将来活躍できるよう、キャリア教育の充実を図ります。

② 確かな学力を育む教育の推進

子どもたちが学ぶ楽しさや分かる喜びを実感できるような授業を推進し、確かな学力の向上に努めます。

③ 健やかな体を育む教育の推進

生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、基本的生活習慣の定着、運動の習慣化や食育の推進など、子どもたちの健康増進や体力の向上に努めます。

④ 社会の変化に対応した教育の推進

グローバル化や情報化の進展など社会の変化に対応できるよう、小学校からの外国語教育を充実させ、国際理解教育を推進するとともに、ＩＣＴの活用能力の向上を図ります。

⑤まちづくりとの連携と郷土学習の推進

熊本の歴史や人々について学ぶ郷土学習を推進するとともに、地域の行事への参加を通して地域との交流や連携を深め、子どもたちのふるさとへの理解や誇りを育みます。

(2) 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進

○現状と課題

いじめや不登校などの問題のほか、SNSを介した子ども同士のトラブルなど、新たな問題が顕在化しています。また、特別支援学級や通常学級に在籍する発達障がいのある子どもたちなどの増加に伴い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援が必要になっています。

本市においてもこのように、子どもたちの多様な状況へ対応するために、教員の指導力の向上が求められる一方で、教員が多忙化し、子どもと向き合う時間が不足するなどの課題も生じています。

○取組方針

教員が子どもと向き合いながら、いじめや不登校の未然防止に努め、早期発見・早期対応を図るとともに、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るために、以下の取組を推進します。

○事業概要

① いじめ不登校などに対する相談・支援体制の充実

いじめや不登校などの相談に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を図りながら、適切な支援体制の整備を進めます。

② 特別支援教育の推進

特別な教育的支援を要する子どもたちに対し適切な支援を行うために、教職員の専門性の向上や個別の指導計画の作成・活用を通して、支援体制の充実を図ります。

③ 教員が子どもと向き合う時間の拡充

学校への人的支援の強化のほか、学校のマネジメント力強化に向けた管理職等の研修プログラムや、校務支援の充実を図り、効果的・効率的な学校運営を推進するなど、教員と子どもがしっかりと向き合える環境づくりを行います。

(3) 安全で良好な教育環境の整備

○現状と課題

地域のつながりの希薄化による地域の防災防犯等の機能の低下や、モータリゼーションの進展による自動車交通量の増大などにより、子どもたちの登下校時の安全確保が課題となっています。

また、本市においては、高度経済成長期を中心に建設された学校施設の老朽化が進み、改修等の必要な施設が増加しています。加えて、近年、異常気象が続き、猛暑日の増加に伴う熱中症への対応など、快適な教育環境の整備が喫緊の課題となっています。

さらに、少子化の進展や、一部地域での児童・生徒数の減少傾向に伴い、複式学級や全学年単学級の小規模校が増加する一方、プレハブ校舎での対応を余儀なくされている大規模校も存在するなど、市域の児童生徒数の偏在化が進んでおり、子どもたちのより良い教育環境の提供のために学校規模の適正化を図る必要があります。

○取組方針

子どもたちが学校だけでなく登下校時や放課後においても、安全で良好な教育環境の中で過ごすことができるよう、以下の取組を推進します。

○事業概要

① 子どもたちの身近な安全対策の充実

防災教育の充実や防犯対策等の強化など校内の安全対策はもとより、地域や関係機関と連携し、通学路等の安全確保に取り組みます。

② 最適な学習環境の整備

老朽化した校舎、体育館の計画的な維持改修に努めるとともに、全小中学校の普通教室へのエアコンの導入などにより、安全で良好な学習環境の整備を進めます。

③ 学校規模の適正化と家庭・地域社会との連携強化

学校規模の適正化や校区の見直し、弾力化を進めるとともに、地域の実態に応じた学校運営ができるよう、家庭や地域社会と連携した学校づくりを進めます。

④ 放課後児童対策の推進

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすための居場所を確保し、多様な体験・活動を行うことができるよう、児童育成クラブを整備するとともに、学びノート教室や放課後子どもスポーツ教室等の放課後子供教室との更なる連携を図ります。

さらに、子どもたちが安全に遊ぶことができる魅力的な公園づくりに取り組みます。

(4) 学校教育と福祉の連携の推進

○現状と課題

子どもたちを取り巻く課題やニーズが複雑化・多様化する中、特に困難を抱える子どもたちへの教育の機会確保及び支援については、学校のみではなく、福祉部門と連携し、一人ひとりの状況に応じた細やかな対応が求められています。

本市においては、発達に課題のある子どもの早期発見と早期支援を行っているほか、医療・福祉・保育・教育等の関係機関によるネットワーク型の療育支援を行っています。しかしながら、保育所や幼稚園からの円滑な就学、その後の進学など、子どもたちが新たなライフステージに進む際に、学校と関係機関がより正確な情報を共有できるような、さらなる支援体制の充実が求められています。

また、児童虐待等を含む要保護児童の早期発見と適切な支援のために、区ごとの相談体制の充実や児童相談所等の関係機関とのさらなる連携を図っていくとともに、今後、社会全体で困難を抱える子どもたちへの支援をさらに進めていくことができるよう、学校現場と福祉部門との連携を強化していく必要があります。

○取組方針

子どもたちが持てる力を高めながら、将来にわたって心身ともに豊かな生活が送れるよう、それぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導や支援を行うとともに、要保護児童などの社会的課題を抱える家庭に迅速かつ的確に対応できるよう、以下の取組を推進します。

○事業概要

① 障がいに関する相互理解の促進

障がいのある子どもたちに対する偏見や差別をなくし相互理解を深めるため、学校はもとより、社会全体で、正しい知識の普及・啓発に取り組むとともに、ボランティアの育成や活動支援に取り組みます。

② ライフステージに応じた継続的な支援の充実

特別な支援を要する子どもたちのライフステージに応じた一貫した支援を行うため、発達や育児に関する相談、初期療育の支援、就学に関する相談、卒業後の進学や就労の支援等、教育と福祉のみならず、労働などの関係機関との連携の充実を図ります。

③ 児童虐待への対応強化

児童虐待の予防及び早期発見・早期対応を図るため、「熊本市要保護児童対策地域協議会」において、学校、地域、行政機関等の関係機関の連携を強化します。

(5) 生涯を通して学び、その成果を地域に活かすことができる環境の整備

○現状と課題

現在、我が国においては、少子高齢化の進展とともに本格的な人口減少社会を迎える、これまでの社会経済のあり方の抜本的な見直しが迫られていることに加え、高度情報化やグローバル化など、時代は急速に変化しています。

これに伴い、地域社会が抱える課題も多様化・複雑化する中、本市でも、心の豊かさや生きがい作りのための学習、新たな知識や技術の習得など、多様な学習活動の機会の充実を求める市民ニーズが高まるとともに、学んだことを活かし社会貢献を行う意欲のある市民が増加しています。

○取組方針

市民が生きがいのある心豊かな生活を送れるよう、乳幼児期から高齢期まで各ライフステージの特徴に応じた学習機会の充実を図るとともに、その成果を地域に活かすことができる環境を整えます。

また、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、市民と協働による家庭教育支援を強化します。

これらの方針に基づき、以下の取組を推進します。

○事業概要

① 生涯学習社会の構築

国公私立大学や民間団体とのネットワークを強化するなど、学習情報の収集提供に努めるとともに、市民ニーズに応じた学習機会を積極的に提供します。また、公民館等において、市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、市民が学習成果を活かし地域に貢献できる機会や場を充実します。

② 図書館・博物館・美術館等の機能充実

図書館等の資料の充実やサービス向上、さらには、博物館のリニューアルによる展示環境の改善や内容の充実、美術館等における企画展の充実など、生涯学習施設としての機能の充実を図ります。

③ 家庭教育力の向上

家庭が本来の機能を回復できるように、子育て等の学習機会を提供するとともに、学校や地域、P T Aが一体となった子どもたちの教育に取り組みます。また、親としての学びを支援する効果的な学習機会を提供し、地域の核となって家庭教育を推進するリーダーを育成します。

(6) 豊かな市民生活を楽しむための文化の振興

○現状と課題

本市には特別史跡熊本城跡や西南戦争遺跡、池辺寺跡など多くの歴史的文化遺産があり、特に熊本城は74万市民のシンボルとなっており、これらの遺産の調査・研究を進めるとともに、計画的な整備に取り組む必要があります。

また、市民一人ひとりが文化に親しむことができるようになるためには、伝統文化の継承や新たな文化芸術に触れ合う機会の提供が課題となっています。

○取組方針

関係機関と連携し、歴史的文化遺産の適切な保存・活用に努めるとともに、多様化する市民ニーズに対応した伝統文化の継承や後継者育成への支援、新たな文化の創造やエンターテインメントなどに触れ合う機会の拡充を図るため、以下の取組を推進します。

○事業概要

① 文化活動の支援

伝統文化を始め、様々な文化芸術を継承する担い手育成に取り組むとともに、市民会館や現代美術館など文化施設におけるコンサート・企画展などの開催による文化芸術の幅広い発信や、学校等での出張文化公演等による市民が身近な場所で文化に触れ合う機会の提供に努めます。

② 歴史的文化遺産の保存整備と活用

市民共有の財産である歴史的文化遺産や埋蔵文化財などを適切に保存整備するとともに、これらの情報や研究成果の発信を通して文化財に対する市民の理解を深めます。特に、熊本城跡については、総合的に調査研究し、適切に保存整備を進めるとともに、熊本市のシンボルとして幅広い情報発信や交流促進のための利活用に取り組みます。

(7) 生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

○現状と課題

社会の成熟化や健康志向の高まりに伴い、スポーツへの関心が高まっていますが、本市においては、スポーツを日常的に行う人と全く行わない人の二極化が進んでいます。

このうち、スポーツを行っていない人についても、きっかけがあれば、スポーツを行いたいという潜在的なニーズは高く、誰もが気軽にスポーツを始められるきっかけづくりの拡充が必要です。

熊本城マラソンの開催や2019年のラグビーワールドカップ日本大会や女子ハンドボール世界選手権大会の熊本での開催決定などを契機として、これまで以上に、スポーツに対する関心が寄せられており、市民が豊かなスポーツライフを楽しむことができるような環境整備や情報発信等が求められています。

○取組方針

誰もが健康で、生涯にわたりスポーツに親しみ、豊かなスポーツライフにつなげることができるよう、以下の取組を推進します。

○事業概要

① スポーツ機会の充実

市民がそれぞれのライフステージに応じて、日常的にスポーツに親しむことができる機会を拡充するために、スポーツ施設予約システムの活用や校区体育協会や総合型地域スポーツクラブなどの地域団体によるスポーツ活動を支援します。

② 競技力の向上

競技団体等と連携し、各種スポーツの指導者養成を支援するとともに、スポーツ愛好者から競技者までの個人の体力や競技力に応じた運動メニューの提供などを進めます。

③ スポーツ施設の設備・機能充実

市民の誰もが安全に利用できるようスポーツ施設の適切な維持・改修に努めるとともに、多様化するスポーツに対する市民ニーズへ対応するため、スポーツ施設の機能改善や競技備品の充実を推進します。

6 重点的取組

本市では、この教育大綱を策定するにあたり、児童生徒、教職員、保護者、学校評議員等へのアンケート調査や教員及びPTAとの懇談会、中高生を対象としたワークショップを行いました。

こうした意見等をもとに次の4つの重点的取組を定め、今後4年間の計画期間において、集中的に取り組んでいきます。

(1) いのちを大切にする心の教育の充実といじめや不登校への細やかな対応

アンケート調査の結果、優先的に取り組むべき施策として、全ての対象者から「いのちを大切にする教育」や「いじめ・不登校の問題」に関する意見が数多くあげられました。

特に、保護者は、子どもたちが、いじめられる側にもいじめる側にもなって欲しくないという思いを抱いており、そのことが、子どもたちに「他人を思いやる心を身に付けて欲しい」、「道徳心や命を大切にする心を育成し、他人と協調できる社会性やコミュニケーション能力を身に付けて欲しい」という要望につながっているのではないかと思われます。

言うまでもなく、いじめは絶対に許されない行為です。そのことを子どもたち自身が十分に理解し、安心して楽しく学校生活を送ることができるような環境づくりを進めるとともに、子どもの些細な変化を見逃すことのないよう、教職員が一丸となっていじめを絶対に起こさない学校づくりに取り組みます。

○主な取組

- ・自然体験などの体験学習、性に関する指導の充実などを通した「いのちを大切にする心」の育成
- ・豊かな人間性や人権感覚など子どもたちの心を育むために、国に先駆け、平成29年度から道徳の教科化に向けた授業を実施
- ・いじめや不登校のほか、保護者や子どもたちの悩みや不安などに対応する相談体制を充実するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを充実
- ・子どもの変化にいち早く気づき対応する学校の体制づくりや家庭と学校の連携体制等の強化

(2) 確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進

中学生、高校生では、進学や就職といった将来の進路に関することが身近になってくるため、アンケート調査においても、学力をしっかりと身に付けたいとの要望が増えると同時に、家庭の経済的な事情による学力の格差が生じないようにするための対応や授業内容の充実が求められています。

子どもたちの将来が、その生まれ育った環境により左右されないような教育を保障し、子どもたちが未来へ羽ばたいていくことができる力を育むことは、私たちの責務です。

そこで、子どもたちが将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して学校での生活や学びに自ら意欲的に取り組めるような魅力ある授業づくりや環境整備に取り組みます。

さらには、小学校高学年における英語の教科化及び中学年における外国語活動の導入に対応した取り組みを推進し、豊かな語学力やコミュニケーション能力、異文化を理解する心を身につけたグローバルな人材の育成を図ります。

また、スマートフォン・SNSの普及に伴い、子どもたちがインターネットを介したトラブルや犯罪などに簡単に巻き込まれてしまうような新たな問題が生じています。アンケート調査でも、「子どものネット社会は、大人が考えているよりもはるかに進んでおり、保護者では対応できないこともあるため、一刻も早く対策を講じる必要がある」という意見がありました。

情報モラルについては、子どもたちはもとより、家庭での指導に不安を感じている保護者に対しても、情報モラル、フィルタリング機能等についての理解促進を図る必要があることから、中学校ごとに子どもたち自身が作成した「スマホルール」を家庭でも実践するとともに、今後も子どもたちが情報モラルについて、自ら考え行動するような学習の充実を図ります。

○主な取組

- ・少人数学級や少人数指導など、子どもたちの実態や個に応じたきめ細かな指導の充実
- ・若手教員の育成、学校内外での研修の充実など、教員の指導力強化
- ・英語教育の推進リーダーとなる教員の養成や、小学校における重点的な英語教育の推進
- ・I C T等の活用やグループ学習など、子どもたちが主体的・協働的に学ぶことができるような魅力ある授業の実施
- ・「スマホルール」や「S NSルール」などの学校のルールの実践による家庭を含めた情報モラル教育の充実と学校・家庭の連携強化

(3) 教員が子どもと向き合うための体制の整備

核家族化の進展や共働き世帯の増加、地域社会における交流の希薄化により、従来であれば家庭や地域が担っていた役割も学校に過度に期待されるようになっています。また、学校を取り巻く環境は、以前にも増して複雑化・困難化しています。

このようなことから、学校や教員に求められる役割は、拡大するとともに多様化しており、それが学校現場の多忙化につながり、教員が子どもと向き合う時間が不足しています。

教職員のアンケートにおいても、「子どもと向き合う時間の確保」を求める要望が最も多く、「人的支援の拡充や業務の効率化」といった対策を求める意見や、「学校と家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら連携を図っていくことが必要」との意見が出されました。さらには、「小学校の運動部活動の見直し」を求める意見が多く見られました。

そこで、保護者が抱える学校教育に関する悩みや不安の解決を図るための専門家の配置や関係機関との連携強化を図り、小学校の運動部活動については、教育活動としての意義や役割を踏まえつつ見直しを行います。

また、教員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、教員の相談体制の充実を図るとともに、教員間で子どもたちに関する十分な情報を共有し、教材研究や授業づくりに努め教員自らの資質能力を高めることができるように、学校が一つのチームとして力を発揮するための体制づくりを推進します。さらに、家庭の教育力を向上させるための機会を拡充するなど、社会全体で子どもたちを支援する体制を構築し、教員が子どもたち一人ひとりと向き合う時間の拡充を図ります。

○主な取組

- ・保護者からの相談を受け、専門的な助言や必要な支援を行う「学校教育コンシェルジュ」の配置
- ・学校だけでは解決困難な子どもたちの状況を改善するために、家庭、学校、医療や福祉などの関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの充実
- ・地域の指導者育成や社会体育との連携による小学校における運動部活動の見直し
- ・P T A、学校評議員、学校支援ボランティアをはじめとした学校、家庭、地域の連携強化
- ・学校現場における教職員の業務実態の把握・分析及び教職員の専門性や役割分担の明確化と、多様な専門スタッフや地域の人材の効果的な活用

(4) 学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

近年、猛暑日の著しい増加や学校施設の老朽化への対応が求められており、特に、子どもたちからは、「エアコンの設置」をはじめ、「老朽化した施設の補修による授業に集中できる環境づくり」への要望が多く見られました。

また、「パソコンやデジタル教材などを活用した分かりやすい授業を実施してほしい」という声も数多くあがっています。

さらには、保護者から、「通学路における歩道の少なさ」や「路線バスが通る狭い道での事故を心配」する声、「街灯が少ないことによる帰宅時の危険性」を指摘する意見が寄せられており、学校内だけでなく登下校時を含めた子どもたちの安全確保が強く求められています。

そこで、子どもたちが学習に集中できる環境整備に取り組むとともに、地域や関係機関と連携し、学校内外の安全対策を推進します。

○主な取組

- ・校舎、体育館、トイレ等の計画的な改修や、普通教室へのエアコン設置による快適な学習環境の整備
- ・学校はもとより、教育委員会、道路管理者、警察など関係機関による通学路の点検や整備、保護者や地域住民が連携して取り組む交通安全確保など、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る環境の整備
- ・校区内の安全マップの作成・活用や小中学校への防犯カメラの設置の推進
- ・子どもたちの興味や関心を高める授業のためのＩＣＴ機器やデジタル教材などの計画的な整備

7 教育大綱の推進に向けて

本教育大綱の推進にあたっては、市長と教育委員会がそれぞれの権限に属する業務を適正に執行するとともに、課題解決に向けて連携を図っていくことが重要です。そのためには、それぞれの取組がより効果的なものとなるよう、相互に協議・調整する必要があります。

本市では、総合教育会議の場において、教育に関する重要な政策についての意見交換や本教育大綱に掲げた重点的取組の検証、今後必要な取組についての協議・調整を行い、その中で示された意見をそれぞれの教育関連施策に反映させます。

このように、市長と教育委員会が連携し、本市の教育行政の進むべき方向性を共有しながら本教育大綱を推進してまいります。